# 第二次中期事業計画

期間:平成21年~25年度







社団法人いなべ市シルバー人材センター

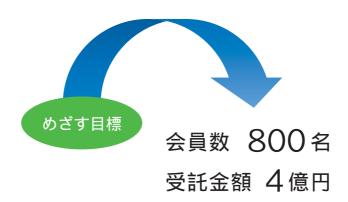


【こうほ】とは目標に向かって

「急がず」「休まず」「高く」歩み続けるの意味

# 21世紀の飛躍をめざして

質高め、組織固めて、広がる輪 就業とボランティア通じて地域貢献



# 第二次中期事業計画目次

[第一章]	基本理念と概要	
	センターの基本理念と概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	センターの沿革	
	役員構成と組織・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ~ 2
[第二章]	基本方針	
	策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	めざす姿	5
r 🌣 — 🛨 1	- 東米共元 L 中水石口	
[ 弗二早 ]	事業計画と実施項目	
	基本計画と実施項目(固める・広げる・高める)・・・・・・・・・	6~8
「 笋 川 音 1	目標数値(現状分析と人口予測)	
[ <u>小口士</u> ]	目標数値(現状分析と人口予測) 目標数値(会員数・契約金額・就業率)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	当シルバーと他シルバーの比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	グラフで見た当センターの現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	① 契約金額実績	,
	② 受注件数実績	
	③ 職群別実績	
	④ 会員数実績	
	⑤ 事故件数実績	
	人口動向予測	18 ~ 20
[ 第五章 ]		
	景気アンケート調査(中日新聞1月4日掲載分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	会員・役職員アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 ~ 32
	① 会員関係 ② 就業関係	
	③ お金関係	
	④ センター関係	
	⑤ その他	
[第六章]	関連資料	
	安全就業基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33 ~ 34
	安全就業10ヶ条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	個人情報保護 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36 ~ 45
	個人情報の保護に関する規程	
	個人情報の利用目的	
	個人情報保護方針	
	**	4.5
	策定委員名簿 •••••••	46

# [第一章] 基本理念と概要

# 1.センターの基本理念と性格

センターの会員は常にセンター事業の基本理念である「自主・自立、共働・共助」を心にとめ、地域社会の理解と協力を求めながら、主体的に組織運営を担っていく必要がある。

- (1) 自主……センターを私たちのものとして考えます。
- (2) 自立……センターを私たちの力で育てます。
- (3) 共働……私たち会員は共に仲良く働きます。
- (4)共助.....私たち会員は互いに助け合います。

# 2.センターの概要

平成15年12月市町村の平成大合併に伴い県下第1号として、4町が合併し(社)いなべ市シルバー人材センターが誕生いたしました。

西は滋賀県、北は岐阜県に隣接する三重県の北部に位置する当センターも合併設立後5年を経過し歴史は浅く周辺は農村地帯でありますが、最近は道路の整備により中京圏内に入るため、大手企業進出も散見され活力ある街で県下の中では住みよい街として昨年はトップクラスにランクされました。

# 3.センターの沿革

設 立 平成14年10月1日 (社)大安町シルバー人材センター設立 平成15年12月1日 (社)いなべ市シルバー人材センター合併設立 平成16年 4月1日 補助団体認可(県下で13番目のセンター)

名 称 社団法人 いなべ市シルバー人材センター

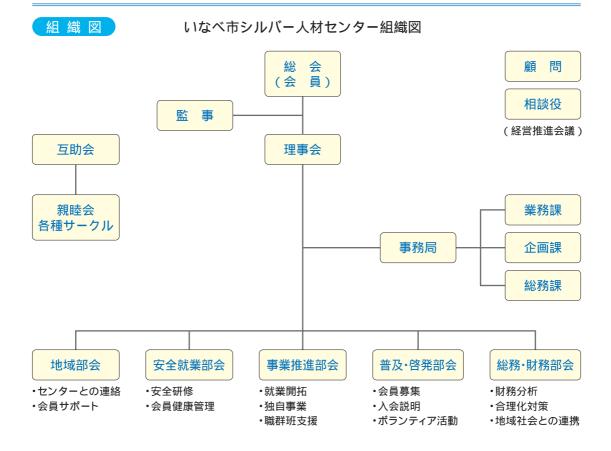
所在地 本部......〒511-0428 三重県いなべ市北勢町阿下喜2624-1 TEL(0594)82-1800 FAX(0594)72-7741 支部......北勢支部・員弁支部・大安支部・藤原支部 4町合併のため支部制を採用し運営しています。

# 4.役員構成

(平成21年2月末現在)

役 員.....理 事 13名監 事 2名

# 5.組織・運営



### 運営

次の職群班を設置し各班の委員長は理事が担当し年数回の会議開催

- •安全委員会
- ・草刈、草取り班
- 機械班

7台

• 剪定班

- 施設管理班
- 襖、障子班
- 阿下喜温泉班
- ・給食班

- ・病院ボランティア班
- 福祉班
- ・独自事業班
- 特増班

- 互助会担当班
- 農業公園班

# 定期会議

毎月支部長会議......各支部の進捗状況と目標達成状況検討等

毎月財務分析………試算表、収支予算表に基づき予算執行状況の把握とチェツク財務内容

分析

毎月入会説明会......毎月第3月曜日に開催

安全委員会............交通街頭指導を年4回実施

病院ボランティア…4月から11月まで月2回実施

# 6.施 設

•本部事務所 100m<sup>2</sup>

• 4支部事務所

• 所有車両

12台

・草刈り機械

目

# [第二章] 基本方針



# 策定にあたって

理事長 森田 勝利

# 1.社会環境の変化

① 少子高龄化時代

② 就業形態の変化

③ 補助財源の減少

向こう2年間で約670万人の団塊世代が60歳を迎えてまいりますがその後も年間180万人程度の多くの方が60歳を迎えてまいります。少子高齢化を伴う人口減少社会が到来し活力ある経済社会を維持しいくためにも、社会の支えとして活躍できる環境整備が叫ばれ国の再チャレンジ支援総合プランが出され、そのひとつとして2010年までに会員100万人目標が打ち出されました。団塊世代の活躍支援の大切さを求められ受け入れ体制の整備が必要になってきています。21世紀を向かえた今、情報化、国際化の進展により、産業、経済、社会構造の急激な変化や会員の考え高齢者の働き方に対する考えが、雇用、就業から有償、無償のボランティア活動まで多様化し、シルバー派遣事業の新たな取り組み対応も求められてまいりました。全国シルバーも20数年間経過し急激な発展時代から安定成長、成熟に移り、事務局主導型から会員主体の運営が求められています。

また国、地方財政の厳しい財源状況に立たされ今までのような補助金は期待できず自 主財源が強く求められています。

# 2.指定管理者制度の導入とNPO活動

平成15年度に地方自治法改正施行で「官より民」へ流れが加速して来ました。この制度は請負とは異なり施設の管理に関する権限を指定管理者に委任し行わせる制度であり競争の激化が始まっています。また最近は、社会の多様化のニーズに応える重要な役割としてNPOの活発な動きがあり注意して見守る必要があります。

# 3.世界恐慌の到来

平成20年9月15日アメリカ大手証券会社リーマンブラザーズの経営破綻に端を発した金融危機は、実態経済に波及し堅調に推移してきた製造業とりわけ自動車産業、電気産業、住宅産業を直撃し企業業績が悪化、雇用の削減、働く貧困層の増加、個人消費の冷え込み等世界恐慌に発展しました。

上記のように取り巻く環境は厳しいものがありますが、シルバーにふさわしい事業目標で飛躍を目指し、地域社会の貢献と多様なニーズに対応した効率運営を展開していきたいと考える所存です。

# 計画策定の趣旨

# 1.策定の趣旨

本センターでは、合併五ヵ年経過し設立年月も浅く、第一次中期事業計画が終了時期を迎えることから引き続き新たな指針作りに向けて理事、会員、職員をメンバーとする11名で「第二次中期事業計画策定委員会」を設置、計画策定作業がスタート致しました。

「第一次中期事業計画の実績」では、著しく伸張に目を見張るものがございますが事業内容、数値内容ともに達成分野が殆どであり、これも会員、役職員の熱心な仕事の取り組みが企業、個人、行政関係者より高く評価されて来たものと考えます。

今後センターとして向かうべき方向、将来ビジョンを策定するために、急激に進行する高齢化社会の中にあって、合理的、効率的な事業運営を図り、会員の地域社会貢献が出来るように心がけ、高齢化社会と共に世界的不況が想像以上にスピードを増して来ています。このような要素を汲み取った、より強固なセンターとして発展させる為の策定が要求されます。

このような状況から「第二次中期事業計画」の基本として生涯現役を望む市民のために情報提供、就業紹介、業務の管理を主体に会員が中心となり、役職員一丸となった策定の基本と考えました。

# 2.基本方針

# ① 固める

# ・組織を固める

- ・財務を固める
- ・現業ご利用先を固める

# ② 広げる

- ・就業先を広げる
- 会員の輪を広げる

# ③ 高める

- ・会員、役職員の資質を高める
- 情報を高める

基本方針策定に…会員、役職員全員のアンケートを導入する。 シルバーを取り巻く環境と現状を認識する。

# 3.数值目標

支部単位の人口推移と60歳以上の年齢別人口予測をたてる。

最近の他のシルバーの<u>会員数状況、受託金契約状況の増加状況</u>と取り巻く環境を参考に 考える。

最近の就業率状況を参考にする。

# 4.安全就業‧個人情報保護

安全就業基本方針 「安全就業10ヶ条」 個人情報保護規程

# めざす姿

# 1.組織強化

地域班設置、職群班の強化、会員組織の充実を図る。会員一人ひとりが運営に積極的に参画し会員による自主運営が出来る体制に、段階的に移行し社会の期待に応えられるセンターをめざす。

組織編成は、その団体の骨格であり、本センターの運営が混乱したり、停滞しないように常に組織の構成人数を検証し機動的なものを求め、リーダー層の育成、総会の活性化、委員会機能の強化、本部集中による効率化、情報の共有化と迅速さ及び会員の連帯意識向上が求められる今、これに対応できる組織をもとめていきます。

# 2.会員増強と適正就業、受注の拡大

普及活動の実施やプロジェクトチームによる就業開拓、会員のミスマッチ解消に努め派遣事業で対応できるものは移行し取引先に満足感を与え組織的、専門的に質の高いサービスが提供出来るようにする。幅広く人材の育成を図り技能講習を充実して適性に合った就業先を提供する。さらに広く社会に参画し情報の提供や福利厚生事業を行う事により高齢者の生きがいや仲間作りを支援する魅力あるセンターをめざす。

# 3.財務を固める

近年行政の財減不足による補助金の大幅削減が叫ばれ従来の補助金依存体質から早く 脱却し自主財源比率の向上をめざし絶えず経営感覚をもった財務運営が求められ、事業 拡大による手数料の増加、会費の改正、シルバー保険料の一部会員負担、配分金振込料 の会員負担、各負担金の見直し、本部集中化による効率を図り事務負担金の軽減、毎月 の収支状況の分析により財務内容の安定化をめざす。

# 4. 資質を高める

会員や役職員一人ひとりの更なるレベルアップを図り、シルバー人材センターの価値を高める事が大切であり、各種研修会を導入し支部単位の合同研修会や役員、班長、副班長の研修会を実施し会員の意見や情報収集を計り、シルバーの基本理念と安全就業10ヶ条、個人情報保護法の厳守を図っていきます。

# 5.社会貢献

センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」の精神に基づき元気な間は、就業以外でも積極的にボランティア活動に参加し社会貢献する。

### ボランティア活動

- ① 交通街頭指導 ② いなべ総合病院の草取り ③ シルバーの日の奉仕活動
- ④ センターの普及広報活動

# [第三章] 事業計画と実施項目

# 基本計画と実施項目(固める・広げる・高める)

# 固める

1. 組織を固める	① 総会の活性化とリーダー研修 役員研修の実施 総会出席率の向上 委任状未提出者の解消	継続実施中 23年度85% 25年度90%以上 23年度15% 25年度10%以内
	② 地域班の設立 センター地域班設置 会員のサポート	21年度規程作成 22年度地域サポート開始
	③ 職群班の充実 職群班の具体的目標の設定 班長、副班長の育成と研修	21年度目標設定 22年度育成研修開始
	④ 長寿未就業会員の対応 社会貢献ボランティアの参加 いなべ総合病院草取りボラン ティア	継続実施中 継続実施中
	⑤ 会報 ホームページの充実 発行委員会の充実 内容の検討、充実を図る	21年度発行委員任命 継続実施中
	<ul><li>⑥ 危機管理の強化</li><li>個人情報保護法の隔年研修</li><li>情報資料、名簿、記録媒体の管理</li></ul>	22年、24年研修実施 継続実施中
	⑦ 本部集中方式の実施 支部の統廃合	21年度部分統合 23年度完全実施
2. 財務を固める	① 自主財源の確保 事務費の増額(8% 9%) シルバー保険料一部会員負担	23年検討24年一部実施 21年度実施
	② 補助金の確保 補助金の要請に努める 企画提案に参画する	継続実施中 21年度以降企画提案参加
	③ 予算の効率執行 月次収支資料の分析	継続実施中
	④ 負担金の見直し 互助会、職群班、作業服貸与	継続実施中23年度に 再見直し
	⑤ コストの見直し 事務効率化、職員の標準化	継続実施中

広げる)		
3. 就業先を広げる	① 公共、民間の就業先開拓 指定管理者制度への参画 プロジェクトチームの設置 より好みをしない体制	継続実施中 21年度プロジェクト設置 継続実施中
	② シルバー派遣の取組 既企業の見直し 派遣先企業の開拓	21年度開始
	③ 独自事業の推進 ハウスを生かした事業 (花苗等) 会員主体の独自事業 新規事業の発掘	継続実施中 21年度開始 情報収集による発掘
4. 会員の輪を 広げる	① 新入会員の勧誘 団塊の世代へPR	普及活動の活性化 毎月入会説明会での 普及活動をする
	② 女性会員の勧誘 福祉・子育て会員の募集 プロジェクトによる開拓 パンフレットの作成	21年度プロジェクト設置 22年度広報資料作成
	③ ボランティア活動を広げる いなべ総合病院 草取りボランティアの参加 交通街頭指導 シルバーの日の奉仕活動 普及啓発活動	継続実施中 年4回実施今後も継続 小学校等の草刈、草取り 今後も継続 各支部ごとに宣伝活動
	④ 有能な人材発掘 専門知識の高い人材確保 マネージメント経験の 人材確保	本部よりアタック活動 本部よりアタック活動
	⑤ 支援の輪を広げる 地域班、職群班の 会員サポート 健康管理サポート	集合研修の実施 いなべ総合病院長の講話 人間ドックの受診推進

# 高める

5. 役職員・会員の 資質を高める	① シルバー理念の徹底 入会説明会 入会年度別研修の実施 総会・会報・事務局だよりで周知	継続実施中 継続実施中 継続実施中
	② 段階別研修の導入 理事・職員研修 各委員・班長・副班長研修	役員交代の時 実施 役員交代の時 実施
	③ 職群班・地域班研修の充実 職群班・地域班内の研修 研修の効果と反省	22年度より地域班と合同 で地域毎に実施
	④ モラルの向上 研修・会議を通じてモラルの 向上を図る	
	⑤ 連帯感を高める 本部と地域班、職群班の 連帯感を高める 新入会員を会報に掲載する	
	⑥ ルールの遵守 総会承認事項の遵守 委員会、各班の決定事項遵守	総会の参画増加に努力 会員に周知徹底
	⑦ 付加価値を高める 再請負方式による 配分金支払い 職員自己申告制の導入	内容の再点検 職員のレベルアップ
	<ul><li>⑧ 顧客満足度を高める 親切丁寧で信頼される 仕事の取り組み 感謝の気持ちで接する</li></ul>	継続実施 継続実施
6. 情報を高める	① 情報戦略の検討 企業、地域、会員から フィードバック	21年度情報活用の再検討
	② ホームページの活用 ホームページの内容充実 シルバーの宣伝と活用方法の説明	継続 まず会員に説明
	③ 各種発行物の活用 内容の点検と活用	本部で実施
	④ 地域活動の情報 地域班、職群班と本部の情報交換	事務局だより利用

# [第四章] 目標数値(現状分析と人口予測)

# 目標数值

1.会員数について(目標年次・平成25年)

# 会員数 800名

(単位:名)

20年度見込み	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	5ヵ年増加数
720	730	740	760	780	800	8 0

2. 契約金額高について(目標年次・平成25年)

# 契約金額高 4億円

(単位:万円)

20年度見込み	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	5ヵ年増加額
3億6千5百	3億2千5百	3億4千	3億6千	3億8千	4億	3千5百

3. 就業率について(目標年次・平成25年)

### 就業率 95.0%

(単位:%)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	5ヵ年増加率
93.0	93.5	94.0	94.5	95.0	2.0

- (1)計画は、県内各シルバー3年間の増加状況と当シルバーの実績を分析し参考とした。
- (2)大不況期を迎え当シルバーの各数値も企業先の不況により、10月より減少傾向に入った。
- (3)21年度より、三重県連合会で派遣事業取組により一部企業先の移行が見込まれて、契約金額の減少となる。
- (4) 五ヵ年策定の時期では、不況の底入れ時期も読めない状況で数値策定が難しい状況で景気アンケート調査(中日新聞調査P21)等を参考にして前向きな目標を策定した。
- (5)一人当たりの配分金が平成20年度末48万円程度であり、その金額を参考にして策 定した。

# [第六章] 関連資料

# 当シルバーと他シルバーの比較(一部合併後の数値)

# 1.他シルバーの3年間の実績比較

1	出心	工	Ш	,
(	平11	- 1		

いなベシルバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
17年度	627	241,866	9,249	17,044	268,159	32
18年度	653	324,685	7,235	23,944	355,865	37
19年度	685	328,571	17,072	25,760	371,403	34
増 減	58	86,705	7,823	8,716	103,244	

# (単位:千円)

A シルバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
17年度	1,352	542,348	45,022	45,124	632,494	39
18年度	1,340	566,073	53,809	47,184	667,066	38
19年度	1,316	587,284	52,919	47,243	687,440	38
増 減	36	44,936	7,897	2,119	54,946	

### (単位:千円)

B シルバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
17年度	928	426,756	18,200	33,565	478,519	30
18年度	996	483,404	29,570	38,211	542,185	31
19年度	948	502,037	21,985	39,772	563,794	32
増 減	20	75,281	3,785	6,207	85,275	

### (単位:千円)

Cシルバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
17年度	335	202,718	12,455	14,949	230,152	41
18年度	329	197,282	10,566	14,442	222,290	41
19年度	302	203,350	9,885	14,533	227,768	41
増 減	33	632	2,570	416	2,384	

### (単位:千円)

Dシル	レバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
173	年度	756	393,805	22,475	27,250	443,530	35
183	年度	768	369,231	25,897	25,544	420,672	37
194	年度	774	354,605	25,890	24,562	405,057	38
増	減	18	39,200	3,415	2,688	38,453	

# (単位:千円)

						(+12.111)
Eシルバー	会員数(人)	配分金	材料費	事務費	契約金額	公共(%)
17年度	824	466,447	13,573	33,440	513,460	21
18年度	971	491,454	16,443	34,381	542,278	23
19年度	968	491,120	15,127	34,124	540,371	25
増 減	144	24,673	1,554	684	26,919	

# 他シルバー比較コメント

### 1.契約金額に対する事務手数料・補助金等

シルバー名	契約金額	受注件数(件)	事務手数料補助金等
いなベシルバー	371,403	4,919	55,260
A シルバー	687,440	9,418	73,765
B シルバー	563,794	6,635	67,531

# 2.60歳以上人口に対する会員数・粗加入率・高齢化比率

シルバー名	60歳以上人口(人)	会員数(人)	粗加入率(%)	高齢化率(%)
いなベシルバー	12,935	685	5.3	28.5
A シルバー	83,115	1,316	1.6	26.5
B シルバー	37,209	949	2.5	26.2

# 3. 職員数に対する常勤者・事業費・管理費

(単位:千円)

(単位:千円)

シルバー名	職員数(人)	常勤者(人)	事業費	管理費
いなベシルバー	11	7	37,140	42,741
A シルバー	11	7	65,892	50,964
B シルバー	11	10	55,327	58,234

### 4. 資料に対するコメント

- ①正味資産は A市 7千5百万円・B市 5千3百万円・いなべ市 4千2百万円
- ②A市、B市シルバーセンターは設立10年以上経過し歴史があり、受注金額5億円に 至るまでには、市補助金も相当出され現在まで進展してきています。

当センターは設立4年経過でやっとシルバー人材センターの存在価値も出てまいり、 4町の対等合併による非効率でありましたが、契約金額の大幅な増加と会員の粗入会 率は県下トップとなりました。

職員も合併当初は15名を現在11名まで減少させてきました。人件費を抑えていくためにも職員は現状維持を基本として、4億円台の契約金額を目指したいと考えています。

- ③上記、事務手数料と補助金の収入合計を比較しても現状の収入がないと運営に支障が 出てまいります。今までも自主的に契約金額増加に比し補助金申請は、減額申請して います。
- ④手数料アップについては、平成19年度アップしたため後2年はアップできない状況です。

# グラフで見た当センターの現状 支部別事業実績の推移

# 1. 支部別契約金額実績

(	単位	:	千	円	)

年 度	発注先	北勢支部	員弁支部	大安支部	藤原支部	農業公園	合 計
	民間	16,861	22,654	51,245	35,979		126,739
平成16年度	公 共	19,606	2,956	19,386	14,883		56,831
	計	36,467	25,610	70,631	50,862	0	183,570
	民 間	24,580	29,969	74,521	53,467		182,537
平成17年度	公 共	22,414	7,792	20,597	16,821	17,998	85,622
	計	46,994	37,761	95,118	70,288	17,998	268,159
	民 間	45,767	32,573	90,835	56,903		226,078
平成18年度	公 共	34,521	13,491	23,817	18,280	39,679	129,788
	計	80,288	46,064	114,652	75,183	39,679	355,866
	民 間	59,086	34,097	85,141	68,152		246,476
平成19年度	公 共	30,866	11,786	21,860	21,726	38,690	124,928
	計	89,952	45,883	107,001	89,878	38,690	371,404
亚世20年度	民 間	61,000	34,000	84,000	63,000		242,000
平成20年度	公 共	31,000	12,000	22,000	21,000	37,000	123,000
見込み	計	92,000	46,000	106,000	84,000	37,000	365,000



契約金額にしめる公共の構成比

(単位:%)

年 度	北勢支部	員弁支部	大安支部	藤原支部	農業公園	支部合計
平成16年度	54	11	27	29		31
平成17年度	48	20	22	24	100	32
平成18年度	33	25	21	24	100	36
平成19年度	34	25	20	24	100	34
平成20年度見込み	34	25	21	25	100	34



# 2. 支部別受注件数実績

(単位:件)

年 度	北勢支部	員弁支部	大安支部	藤原支部	農業公園	支部合計
平成16年度	571	554	1,243	1,099		3,467
平成17年度	759	624	1,419	1,358	16	4,176
平成18年度	952	727	1,658	1,251	32	4,620
平成19年度	1,087	711	1,718	1,374	33	4,923
平成20年度見込み	1,100	720	1,730	1,350	33	4,933



# 取引先企業実績

(単位:社)

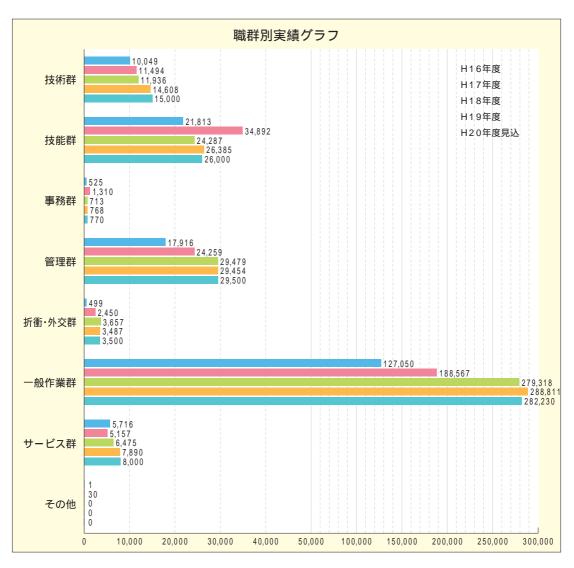
	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 1 9年度	H20年見込
企 業 数	174	205	243	260	250



# 3. 職群別実績

(単位:千円)

	H 1 6年度	H 17年度	H 18年度	H 1 9年度	H20年見込
技 術 群	10,049	11,494	11,936	14,608	15,000
技 能 群	21,813	34,892	24,287	26,385	26,000
事務群	525	1,310	713	768	770
管 理 群	17,916	24,259	29,479	29,454	29,500
折衝・外交群	499	2,450	3,657	3,487	3,500
一般作業群	127,050	188,567	279,318	288,811	282,230
サービス群	5,716	5,157	6,475	7,890	8,000
その他	1	30	0	0	0
合 計	183,569	268,159	355,865	371,403	365,000



# 職群就業内容(現在就業してもらっている内容です)

技 術 群……経理事務、自動車の運転

技 能 群……剪定、大工仕事、左官、襖・障子張り

事 務 群……一般事務、毛筆、宛名書き等

管 理 群.....施設管理、建物管理等

折衝·外交群......配達等

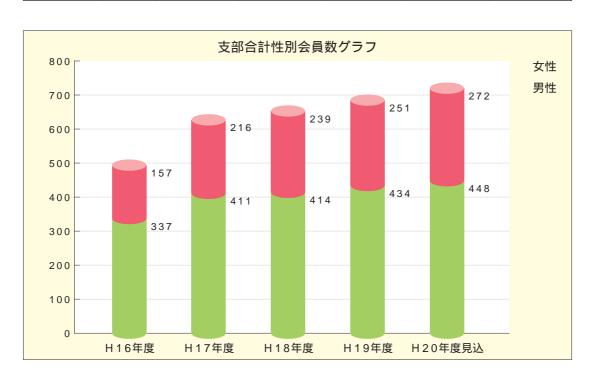
一般作業群……草刈り、草取り、土木作業、清掃(内・外)、雑役等

サービス群……福祉・家事援助サービス、育児支援サービス等

(単位:人)

# 4. 支部別会員数実績

	性別	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年見込
	男性	65	77	89	103	102
北勢支部	女性	38	56	7 4	83	95
	計	103	133	163	186	197
	男性	57	66	72	75	83
員弁支部	女性	26	27	28	26	30
	計	83	93	100	101	113
	男性	128	152	137	141	145
大安支部	女性	4 1	5 9	68	68	70
	計	169	211	205	209	215
	男性	87	92	93	92	95
藤原支部	女性	52	59	5 4	58	60
	計	139	151	147	150	155
	男性		24	23	23	23
農業公園	女性		15	15	16	17
	計	0	39	38	39	40
	男性	337	411	414	434	448
合計	女性	157	216	239	251	272
	計	494	627	653	685	720



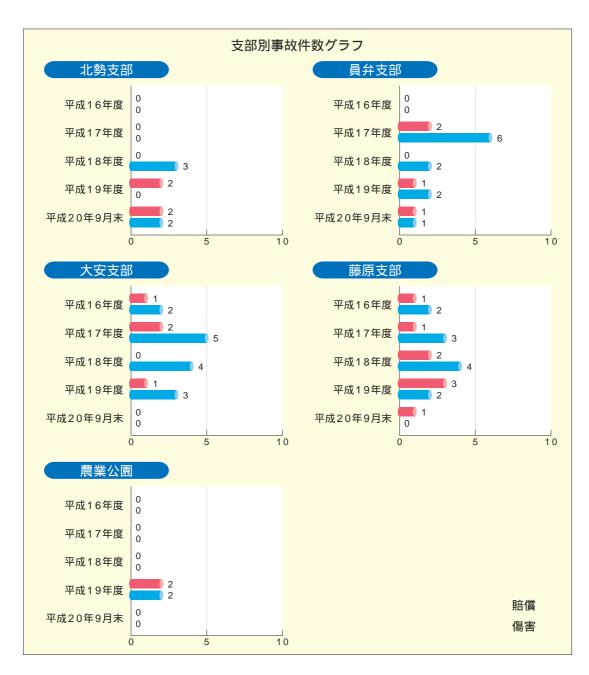
第三章] 事業計画と実施項

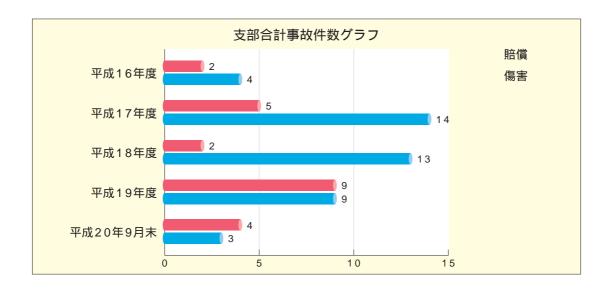
É

# 5. 支部別事故件数実績

(単位:件)

	事故	内容	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年9月末	合 計
コレ表わ 士 立7	傷	害			3		2	5
北勢支部	賠	償				2	2	4
員弁支部	傷	害		6	2	2	1	11
貝升又叫	賠	償		2		1	1	4
大安支部	傷	害	2	5	4	3		14
人女文品	賠	償	1	2		1		4
藤原支部	傷	害	2	3	4	2		11
膝际又叫	賠	償	1	1	2	3	1	8
農業公園	傷	害				2		2
辰耒公图	賠	償				2		2
合計	傷	害	4	14	13	9	3	43
日前	賠	償	2	5	2	9	4	22





# いなべ市平成21年~平成25年度人口動向予測

# 平成21年度(2009)

(単位:人)

町 名	総人口	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計
北勢町	14,146	249	275	232	147	154	166	1,223
員弁町	8,357	176	157	144	97	95	120	789
大安町	15,505	259	247	205	130	137	167	1,145
藤原町	6,474	130	128	114	75	60	112	619
計	44,482	814	807	695	449	446	565	3,776

# 平成22年度(2010)

(単位:人)

町名	総人口	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計
北勢町	14,102	236	248	275	231	145	151	1,286
員弁町	8,316	132	175	156	143	96	94	796
大安町	15,524	217	257	246	203	128	136	1,187
藤原町	6,379	115	130	127	113	74	59	618
計	44,321	700	810	804	690	443	440	3,887

# 平成23年度(2011)

(単位:人)

町 名	総人口	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計
北勢町	14,054	231	235	248	273	227	142	1,356
員弁町	8,275	120	131	174	155	141	95	816
大安町	15,530	191	215	256	244	200	127	1,233
藤原町	6,283	119	114	129	125	112	74	673
計	44,142	661	695	807	797	680	438	4,078

# 平成24年度(2012)

(単位:人)

町名	総人口	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計
北勢町	14,004	182	230	235	247	269	223	1,386
員弁町	8,230	120	119	130	173	153	140	835
大安町	15,532	182	189	214	254	241	197	1,277
藤原町	6,184	90	118	113	128	124	111	684
計	43,950	574	656	692	802	787	671	4,182

# 平成25年度(2013)

(単位:人)

								(十世・八)
町名	総人口	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計
北勢町	13,945	201	182	230	234	243	263	1,353
員弁町	8,181	116	119	118	129	171	152	805
大安町	15,529	222	181	187	212	251	238	1,291
藤原町	6,079	100	89	117	112	127	123	668
計	43,734	639	571	652	687	792	776	4,117

# いなべ市平成25年度末66歳~70歳の各支部人口予測

# 北勢支部

(単位:人)

年 齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	合計
女 性	122	111	68	79	92	472
男性	135	114	67	64	93	473
計	257	225	135	143	185	945

# 員弁支部

(単位:人)

年 齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	合計
女 性	72	65	43	5 4	59	293
男性	83	60	44	65	5 4	306
計	155	125	87	119	113	599

# 大安支部

(単位:人)

年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	合計
女 性	145	94	71	77	78	465
男性	115	116	65	94	103	493
計	260	210	136	171	181	958

# 藤原支部

(単位:人)

年 齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	合計
女 性	50	39	28	51	48	216
男性	52	32	36	61	56	237
計	102	71	64	112	104	453

# 支部合計

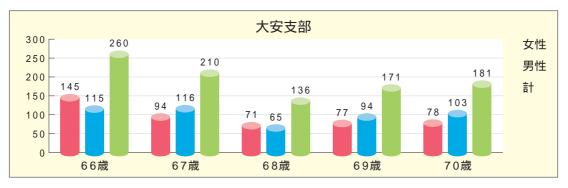
(単位:人)

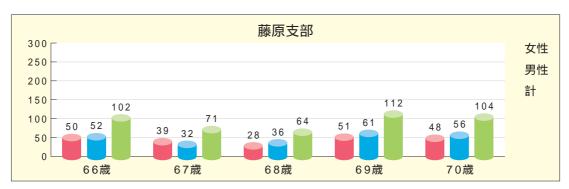
年 齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	合計
女 性	389	309	210	261	277	1,446
男性	385	322	212	284	306	1,509
計	774	631	422	545	583	2,955

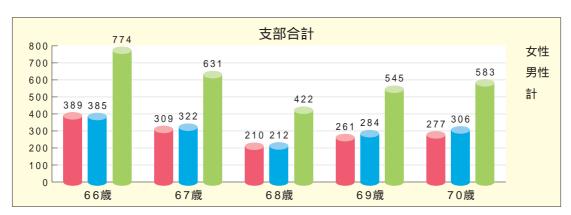
(単位:人)











# [第五章] 参考資料

# 景気アンケート調査(中日新聞参考資料) 平成21年1月4日

1 . 日本経済の景気の現状認識

後退 52% 大きく後退 34% 緩やかに後退 12%

2 . 2009年の景気見通し

後退 64% 緩やかに後退 22% 横ばい 12%

3 . 景気が上昇する時期は

22年前半 35% 22年後半 32% 20年後半 14%

4 . 20年実質経済成長は

-0.5~-0.1% 32% 0~-0.5% 26%

5 . 業績に影響を与える事象

欧米の後退 73% 為替レート 55% 個人消費低迷 50%

6 . 20年度3月末 日経平均

8000円台 43% 9000円台 34%

7 . 20年度3月末 ドルレート

90円~95円 37% 95円~100円 29% 85円~90円 16%

8-1.20年度業績見通し(売上)

増加 40% 減少 44% 横ばい 9%

8-2.20年度業績見通し(純利益)

減少 62% 増加 20% 横ばい 5%

9 . 20年度設備投資計画(前年比)

増加 36% 減少 27% 横ばい 22%

10-1.20年度業績予測(売上)

下方修正 58% 計画どおり 21%

10-2.20年度設備投資計画

計画通り 52% 下方修正 31%

11 . 非正規社員の削減は

削減なし 52% 削減した 9% 今後削減する 8%

12 . 正規社員の希望退職の募集をしたか

募集しない 88% 募集した 3%

13 . 21年度新入社員の募集は

横ばい 31% 減少 16%

14 . 政治が力をいれる課題

景気刺激策 72% 雇用対策 33% 財政再建 29%

15 . 衆議院解散より景気を優先すべきか

景気優先 45% 早期解散 15%

# アンケート調査結果

(社)いなべ市シルバー人材センター 平成20年8月26日

平成20年7月から8月にかけて、会員に対してアンケート調査を実施致しました。 全会員の回答は得られなかったが、464名の会員の方から貴重な意見が集まりました。 回答の中から会員の実態と意識を掲載いたします。

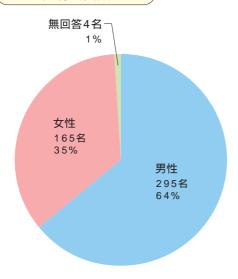
今後とも会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

このアンケートは平成20年7月25日から8月20日に実施いたしました。 集計結果については複数回答・無回答数の集計により回収数とは一致しません。

配布数 658名 回収 464名 回収率 70.5% ① 会員 ② 就業 ③ お金 ④ センター ⑤ その他 5部門についてアンケートを実施いたしました。

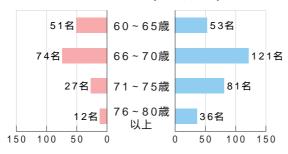
# 1 会 員

# 性別会員数

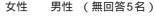


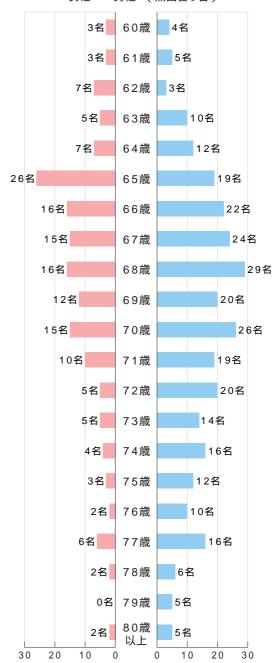
### 性別・年齢層別会員数

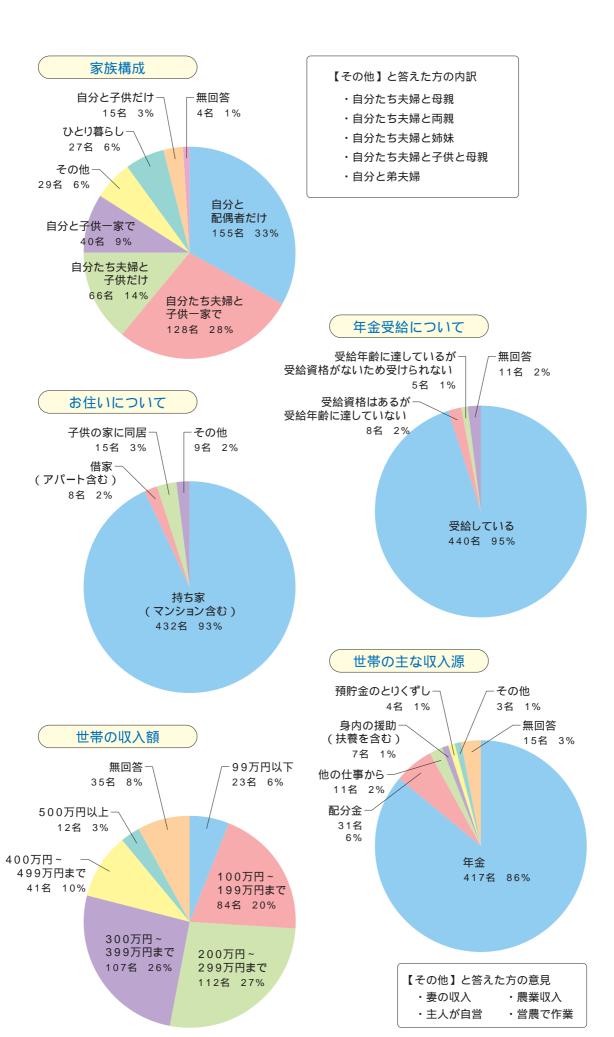
女性 男性 (無回答9名)



# 性別・年齢別会員数

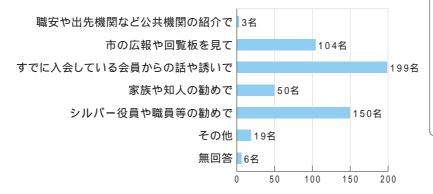








# 入会のきっかけ



無回答 1名

50

100

150

200

250

### 【その他】と答えた方の意見 として

・市職員の勧めで

300

- ・自治会長の勧めで
- ・老人会役員から勧められて
- ・仕事をすることで健康を 維持したい
- ・社会福祉協議会の紹介で
- ・ヘルパーの方に相談した 結果

# 新入会員の勧誘をお願いできますか

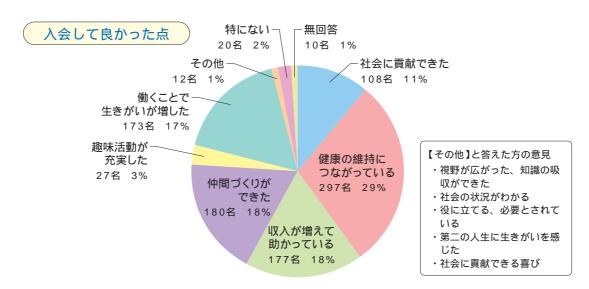


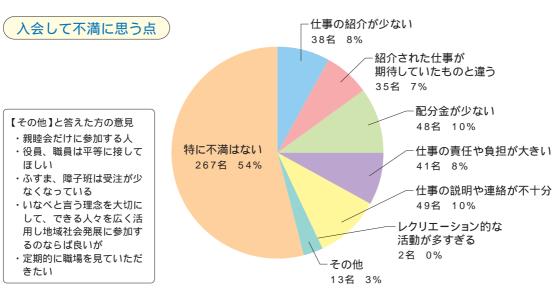
# 入会年数について



新入会員の勧誘で『いいえ』と答えた方の理由

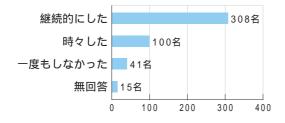
- ・年齢的に適任者がいない
- ・自分で入会するもの
- ・本部がPRして勧誘する
- ・平等に扱ってもらえないから
- ・今の管理体制では納得できない面があり他人を 誘えない
- ・今の経営が本来の道から離れてお金儲けが先行、 社会のため役立つ事が第二になっている



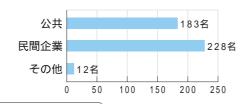


# 2 就 業

### 就業しましたか



### 就業場所



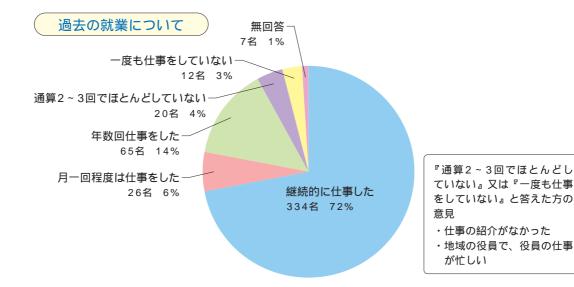
- ・企業研修の日本語指導
- ・特別養護老人ホーム
- ・大安シルバー作業所

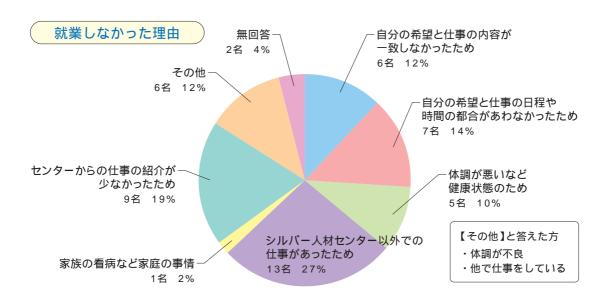
### 就業内容

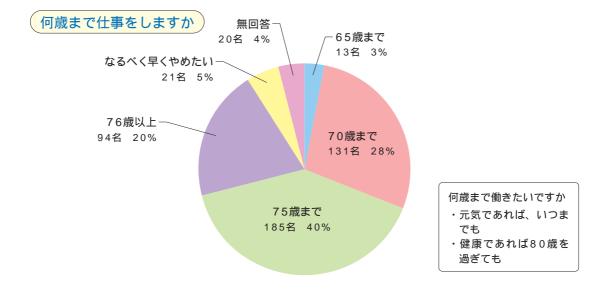


# 『かなり不満』と答えた方の意見

- ・仕事の量が多い、内容が厳しい、環境悪い
- ・責任、負担が多い
- ・仕事の内容説明不足
- ・サービス残業が多い
- ・食事時間がハッキリしない
- ・仕事が継続的にない
- ・勤務日数が少ない
- ・冬場の仕事がない(草取り)
- ・時間潰しで仕事をしている会員がいる

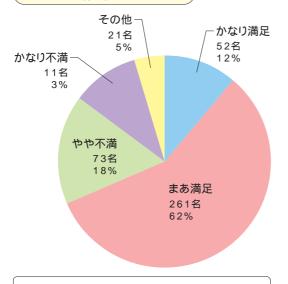




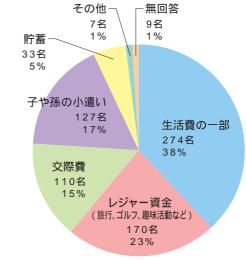


# 3 お 金





# 配分金の使い道



### 【その他】と答えた方の意見

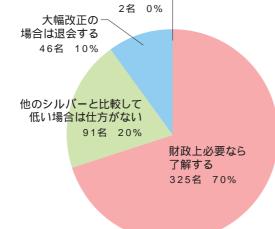
- ・ガソリン高騰、配分金の実質ダウン
- ・ガソリン高騰が続いているが、通勤費が出ない
- ・報酬は仕事の内容で決まるもの、お金が目的ではない。社会の貢献度がどうかで決まる

無回答

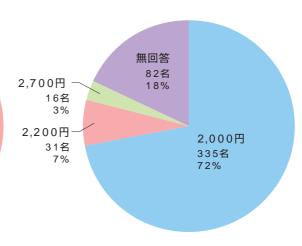
### 【その他】と答えた方の意見

- ・税金、病院代
- ・ボランティア活動の経費に充当(50回/年)

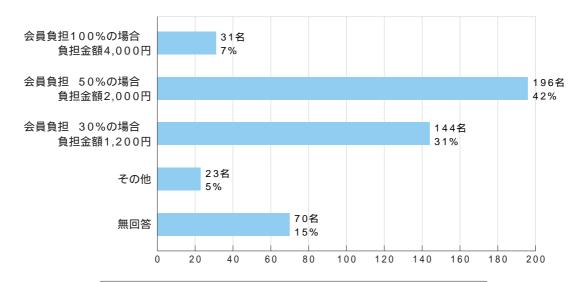
# 年会費の改訂について



# 年会費の改訂額について



# シルバー保険の会員負担について

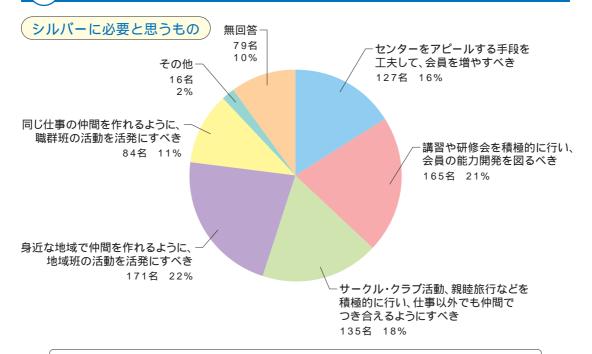


### 【その他】と答えられた方の意見として

- ・従来通りでいい
- ・何年計画で会員負担に移行するのか、可能な範囲で徐々に移行する
- ・仕事の多い、少ないで不公平
- ・仕事をしている人のみシルバーで負担しては
- ・あまり仕事をしていないので、負担金額が上がるのなら会員脱会する

画

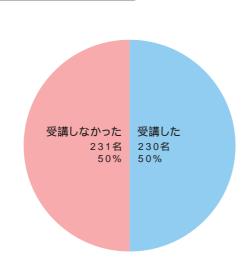
# 4 センター



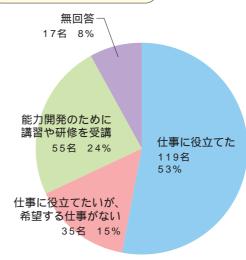
### 【その他】と答えた方の意見

- ・民間企業での作業実態の把握
- ・時代に沿った職群班の開拓
- ・支部のスタッフが午後いなくなるのはおかしい
- ・会員の特殊な能力を引き出し活用を
- ・就労先の開拓を
- ・いわゆる縁故、知人優先の就労はやめてほしい
- ・講習や研修をしなくても技術者を入会させるべき、入会後に教育するのは人材センターの レベルダウン評判が悪くなり二度と頼まない人が多くなる





# 受講について



### 【今後受講したい講習や研修】

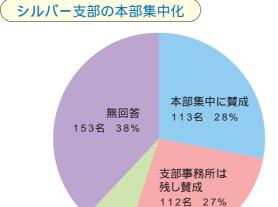
- ・高齢者の生き方、仕事と健康
- ・造園及び庭園管理業務
- ・高所作業及びチエンソー取扱い
- ・職種に関係なく研修できるもの(趣味、健康)
- ・草刈
- ・ふすま、障子の張り替え
- ・労務、社会保険、会計の資格講習
- ・パソコン

# 5

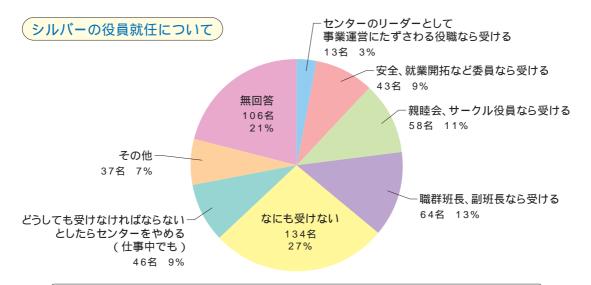
賛成出来ない

29名 7%

# その他

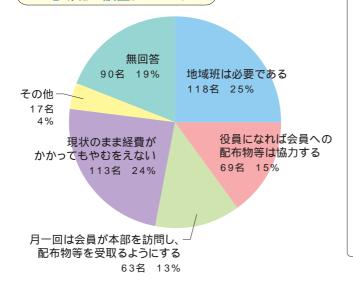


- 『賛成出来ない』と答えた方の意見
- ・支部は不要だが、連絡ボックス設置
- ・地域に応じた活動が必要
- ・連絡、話し合いできない担当者を常 駐すべき
- ・各支部に事務所があるほうが心強い
- ・役員の報酬が多いのでは、センター が大きくなると出費も多くなると思 う



- 『センターの役員は、なにも受けない』と答えた方の意見
- ・体調不良 ・能力がないから ・年齢が高いから(年だから) ・運転できないから
- ・他に公職を(役員)を引き受けているから

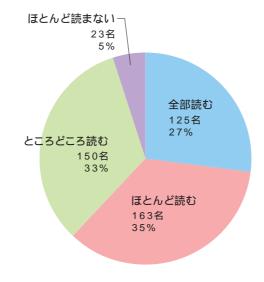
### 地域班の設置について



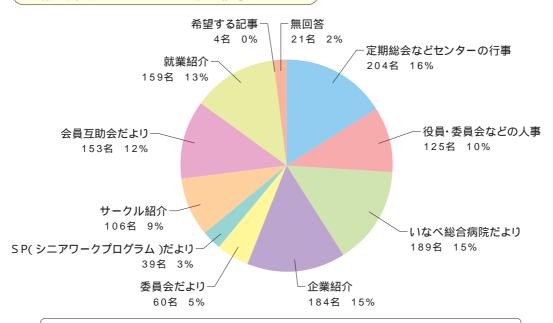
## 地域班の設置で【その他】と答えられ た方の意見として

- ・経費を少なくするようにしてもらい たい
- ・代表者に会員分を郵送し、その人か ら会員に配布してもらう
- ・会員の誰かに委託配布してもらう(有償で)
- ・配布物が多い、少なくするように
- ・発行回数を減らす、夫婦で入会して いる会員にはどちらか一部にする
- ・市の広報と同時に配布依頼したら
- ・本部集中であれば配布物の郵送もや むをえない
- ・地域班そのものの周知、理解が必要
- ・地域班は必要ない

# 会報『輝くシルバーいなべ』について



# 会報『輝くシルバーいなべ』の記事について



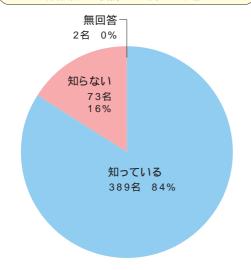
『希望する記事』と答えた方の意見

- ・クロスワード ・職*,* 
  - ・職人の技、達人の紹介
- ・サークルの紹介
- ・三重の温泉案内

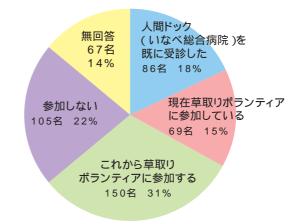
# 連資料

関

# いなべ総合病院との提携した人間ドッグ受診について



# いなべ総合病院と提携の草取りボランティアについて



# 会員互助会について

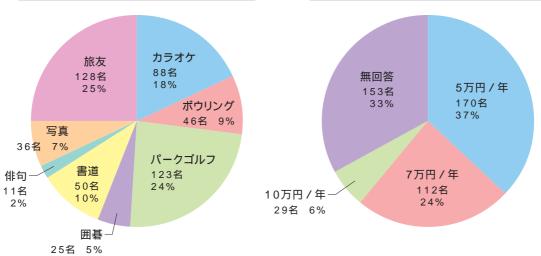


ボランティアに『参加しない』と答えた方の 意見

- ・他で受診
- ・ほほえみの会に参加している
- ・シルバーが有償でやるべき
- ・草取り以外の仕事なら参加
- ・民間病院で営利会社と同じ、ボランティア でなく配分金にするべき、公共的な施設な らボランティアで良い

# 互助会の希望サークルについて





### その他の意見として

- ・就業日数の多い会員を表彰
- ・研修旅行

### 希望するサークルまたはその意見

- ・愛好会活動
- ・男の料理教室

自

### [第六章] 関連資料

# 安全就業基準

- 第1条 この安全就業基準は、社団法人いなべ市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できる事項を定めることを目的とする。
- 第2条 会員は就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故発生防止に努めなければならない。
- 第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければ ならない。
  - (1)作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
  - (2)器具類は、使用する前に必ず点検すること。
  - (3)服装・履物は作業に合った動きやすいものにすること。
  - (4)作業前には軽い柔軟体操で体をほぐすこと。
  - (5)加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
  - (6)作業現場は、常に整理整頓に心がけること。
  - (7)共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
  - (8)酒気帯びの就業は絶対つつしむこと。
  - (9)健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
  - (10)仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
- 第4条 会員は高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用する とともに必要に応じ命綱を使用すること。
  - 2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し作業しなければならない。(安全帯、消毒用防毒マスク、メガネ)
- 第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意 しなければならない。特に自動車やバイク、自転車にあっては、十分注意 して運転しなければならない。
- 第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。
- 第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中である ことがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

第五章]参考資料

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しく取り扱い方法により作業をする こと。

会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具は、使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

- 第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。
  - 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心がければならない。
- 第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じた時は、直ちに共同作業中の者、又は本人がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。
- 第11条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、 それに従い作業に従事しなければならない。

#### 附則

この基準は平成18年4月1日から実施する。

# 安全就業10ヶ条

- ① 作業は安全第一を心掛け、急いだり、あわてたりしないこと。
- ② 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- ③ 服装、履物は作業に合った、動きやすいものにすること。
- ④ 作業前には軽い柔軟体操をして、体をほぐすこと。
- ⑤ 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
- ⑥ 作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- ⑧ 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- ⑨ 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- ① 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

#### 徒歩・自転車の会員へ

高齢者の交通事故が多発しています。自分は車に乗らないから交通ルールは 関係ないと思っていませんか。

「車は急に止まらない」・「車にはまわりが見えにくい死角がある」・「後は見えにくい」・「雨や夜は視界が悪くなる」など、車を運転しないと分からない点がいっぱいあります。そういったことも考えて、交通事故防止に努めましよう。

第

## 個人情報の保護に関する規程

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、社団法人いなべ市シルバー人材センター(以下「センター」という。)における個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2)個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(3)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4)保有個人データ

センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び 第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。 ただし、次に掲げるものを除く。

ア 個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第3条で定めるもの

イ 6ヶ月以内に消去することとなるもの

(5)本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもので あることにかんがみ、その適正な取扱いを図るものとする。

#### 第2章 個人情報

#### (利用目的の特定)

- 第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要 な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。
  - 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

#### (利用目的による制限)

- 第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならないものとする。
  - 2 統合その他の事由により他のセンター等から事業を承継することに伴って 個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前に おける当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情 報を取り扱ってはならないものとする。
  - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
  - (1)法令に基づく場合
  - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (適正な取得)

- 第6条 個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない ものとする。
  - 2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。
  - (1)人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因と なるおそれのある事項
  - (2)思想及び信条
  - (3) 労働組合への加入状況

第

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合 を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものと する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電子的方式等、その他人の 知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に 記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対 し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財 産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
  - 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、 又は公表するものとする。
  - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
  - (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### 第3章 個人データ

#### (正確性の確保)

第8条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の 内容に保つよう努めるものとする。

#### (廃棄等)

第9条 個人データが、不要となった場合には、第21条第1項に規定する個人情報 保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な 方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

#### (安全管理)

- 第10条 個人データは、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講じるものとする。
  - (1)個人データにアクセス(個人データに接する行為で閲覧も含む。)できる 職員の取り決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理
  - (2)個人データの取扱状況が確認できる台帳等の整備及び点検
  - (3)外部からの不正アクセス(不正プログラムの侵入を含む。)の防止
  - (4)個人データの盗難又は紛失の防止
  - (5)その他必要な措置

#### (委託に伴う措置)

第11条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託 された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必 要かつ適切な措置を行うものとする。

#### (提供の制限)

- 第12条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に 提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - (1)法令に基づく場合
  - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
    - 2 前項に定めるもののほか、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、その他第三者提供に関する場合は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)第23条第2項から第5項の定めるところによる ものとする。

#### 第4章 保有個人データ

#### (保有個人データに関する事項の周知等)

- 第13条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。
  - (1)保有個人データを取り扱うセンターの名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号まで に該当する場合を除く。)
  - (3)保有個人データの利用目的の通知の求めに係る手続及びその手数料
  - (4)保有個人データの開示等の求めに係る手続及びその手数料
  - (5)保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1)前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明ら かな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
  - 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

#### (開示)

- 第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2)センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3)他の法令に違反することとなる場合
    - 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開 示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知す るものとする。
    - 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する 方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示す ることとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについ ては、同項の規定は、適用しないものとする。
    - 4 開示は、書面の交付、又は開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等 による方法とするものとする。

#### (訂正等)

- 第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
  - 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部 について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたとき は、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を 含む。)を通知するものとする。

#### (利用停止等、第三者への提供の停止)

- 第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その是正をするために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
  - 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
  - 3 第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第

#### (理由の説明)

第17条 第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### (開示等の求めに応じる手続)

- 第18条 第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは 第2項の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)を受ける場合 には、当該開示等の求めを行おうとする者(以下「開示等請求者」という。) に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。
  - (1) 開示等請求者の氏名及び住所
  - (2) 開示等請求の趣旨及び理由
  - (3) 開示等請求をしようとする保有個人データを特定するに足りる事項
  - (4)前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項
    - 2 開示等の求めは、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理 人又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人によって行う ことができる。
    - 3 第1項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、当該開示等 請求に係る保有個人データの本人であること(前項の規定による開示等請 求にあっては、開示等請求に係る保有個人データの本人の代理人であるこ と)を示す書類の提示、又は提出を求めることができる。

#### (手数料)

第19条 本人から、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項 の規定による開示を求められたときは、実費を勘案して合理的であると認 められる範囲内において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収すること ができる。

#### 第5章 体制等

#### (苦情の処理)

- 第20条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行う ため、次条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として 指名し、その処理に当たるものとする。
  - 2 前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳 の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (個人情報保護管理責任者等)

- 第21条 センターは、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、 個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、 事務局長とする。
  - 2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

#### (啓発・研修)

第22条 センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚 を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

### (規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

#### (委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項 は、理事長が別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

# 個人情報の利用目的

- 1 社団法人の正会員、特別会員、賛助会員の入会手続及び会員名簿作成のため
- 2 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 3 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業を行うため。
- 4 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため
- 5 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため

### 個人情報保護方針

社団法人いなべ市シルバー人材センター

当シルバー人材センターは、地域社会に開かれた高齢者の団体として地域住民及び地域諸団体等のご協力を得ながら、現在、720人の高齢者の方々がシルバー人材センター事業による多様な就業機会を通じ、その長い職業生活で培われた能力と豊かな人生経験を活かして活躍するとともに、活力ある地域社会づくりを目指して活動しております。

シルバー人材センター事業の実施に当たり、高齢者や発注者等の皆様の氏名、住所等の個人情報を利用させていただいておりますが、当シルバー人材センターにおいては、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令(以下「個人情報保護法」という。)を遵守し、次の方針で個人情報の適正な取扱いに努めます。

なお、個人情報の詳細な取扱いについては、社団法人いなべ市シルバー人材センター 個人情報の保護に関する規程によることとします。

- 1 個人情報は、シルバー人材センター事業を実施するため、個人情報保護法に則って取扱います。
- 2 個人データは、本人の同意なく第三者へ提供いたしません。
- 3 個人データは、利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- 4 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行います。
- 5 保有個人データについては、本人から開示等の求めを受けた際には、適切 に対応します。
- 6 個人情報の取扱いに関する評価と見直しを定期的に行い、その改善に努めます。

#### 【個人情報に関する相談窓口】

(社)いなべ市シルバー人材センター 事務局

住所 〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜2624-2

電話 0594-82-1800 アドレス hokusei-sj@sepia.plala.or.jp

# 第二次中期事業計画策定委員会·委員名簿



策定委員長 森田 勝利(理事長)



策定副委員長 東松 幸弘(監事)



策定委員 川瀬 典 男 (常務理事局長)



策定委員 伊藤 俊夫 (互助会会長)



策定委員 迪 男 (元副理事長)



策定委員 敏 夫 (会員)



策定委員 川瀬 皐 (会員)



策定委員 水 谷 史 子 (会員)



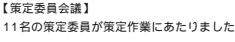
策定委員 葛山 輝昌 (総括支部長)



策定委員 藤川裕子 (総務・会計主任)



策定委員 可児 将 爾 (会員事務局)





シルバー世代だからこそ 持ち得る技術。 そしてシルバー世代だからこそ 知り得る感覚や言葉。 私達は今、そんな新しい時間を生きています。

# 社団法人 いなべ市シルバー人材センター

本 部 〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜2624-2 TEL(0594)82-1800 FAX72-7741 北勢支部 〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜2624-2 TEL(0594)72-7701 FAX72-7741 員弁支部 〒511-0205 いなべ市員弁町笠田新田51 TEL(0594)74-6000 FAX74-6000 大安支部 〒511-0273 いなべ市大安町町平塚535 TEL(0594)88-1500 FAX72-7741 藤原支部 〒511-0504 いなべ市藤原町川合790 TEL(0594)46-8270 FAX46-4535

ホームページ htpp://www.inabe1800.jp/ E-mail:hokusei-sj@sepia.plala.or.jp